

関稅定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う關係政令の整備に関する政令（案）新旧対照条文目次

關稅法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（第一条關係）	1
關稅暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第二条關係）	7
輸入品に対する内國消費稅の徵収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）（第三条關係）	8

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（省略）</p> <p>第五章 通関</p> <p>第一節～第六節（省略）</p> <p>第七節 郵便物に関する特則（第六十六条 第六十八条の四）</p> <p>第五章の二～第九章（省略）</p> <p>附則</p> <p>（課税物件の確定の時期の特例を適用する貨物）</p> <p>第二条 法第四条第一項第一号（課税物件の確定の時期）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五（省略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章 同上</p> <p>第五章 同上</p> <p>第一節～第六節 同上</p> <p>第七節 郵便物に関する特則（第六十六条 第六十八条の三）</p> <p>第五章の二～第九章 同上</p> <p>附則</p> <p>（課税物件の確定の時期の特例を適用する貨物）</p> <p>第二条 法第四条第一項第一号（保税蔵置場又は総合保税地域に置かれた外国貨物の課税物件の確定の時期）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 同上</p>
<p>2 法第四条第一項第二号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる物品とする。</p> <p>一及び二（省略）</p> <p>3 法第四条第一項第三号の二に規定する政令で定める製品は、展示、使用その他の理由により価値の減少があつた製品で税関長の承認を受けたものとする。</p>	<p>2 法第四条第一項第二号（保税作業による製品である外国貨物の課税物件の確定の時期）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる物品とする。</p> <p>一及び二 同上</p> <p>3 法第四条第一項第三号の二（保税展示場に入れられた外国貨物の課税物件の確定の時期）に規定する政令で定める製品は、展示、使用その他の理由により価値の減少があつた製品で税関長の承認を受けたものとする。</p>
<p>4 （省略）</p> <p>5 法第四条第一項第六号に規定する政令で定める郵便物は、次に掲</p>	<p>4 同上</p>

けるものとする。

一 寄贈物品である郵便物

二 無償で貸与されることその他の事由により、名あて人において課税価格を把握し、又は定率法別表の適用上の所属区分（以下この章において「所属区分」という。）を判断することが困難であると認められる郵便物（前号に掲げるものを除く。）

（賦課課税方式を適用する貨物の指定）

第三条 法第六条の二第一項第二号イ（税額の確定の方式）に規定する政令で定めるところにより別送して輸入する貨物は、本邦に入国する者が、その入国の際に、当該貨物の品名、数量、輸入の予定時期及び予定地並びに積出地を記載した申告書を税関に提出してその申告をしたことについて税関の確認を受け、その入国後六月以内に（税関長がやむを得ない特別の事由があると認めたとときにあつては、六月を超えて）輸入する貨物で商業量に達しないものとする。

2 法第六条の二第一項第二号イに規定する政令で定める貨物は、次に掲げる貨物とする。

一 五（省略）

六 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（A T A条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十八年法律第七十号）第三条第一項（通関手帳による通関等）の規定に基づき通関手帳により輸入される物品

3 法第六条の二第一項第二号ロに規定する政令で定める郵便物は、次に掲げるものとする。

一 第二条第五項各号に掲げる郵便物

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十一条の規定に基づいて設置された合衆国軍

（賦課課税方式を適用する貨物の指定）

第三条 法第六条の二第一項第二号イ（賦課課税方式）に規定する政令で定めるところにより別送して輸入する貨物は、本邦に入国する者が、その入国の際に、当該貨物の品名、数量、輸入の予定時期及び予定地並びに積出地を記載した申告書を税関に提出してその申告をしたことについて税関の確認を受け、その入国後六月以内に（税関長がやむを得ない特別の事由があると認めたとときにあつては、六月を超えて）輸入する貨物で商業量に達しないものとする。

2 同上

一 五 同上

六 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（A T A条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十八年法律第七十号）第三条第一項（通関手帳による通関）の規定に基づき通関手帳により輸入される物品

事郵便局を通じて郵送される郵便物

(輸入申告に併せて行う関税の税額等の申告)

第四条 申告納税方式が適用される貨物についての法第七条第一項(申告)の規定による申告(特例申告(法第七条の第二項(申告の特例)に規定する特例申告をいう。以下同じ。))を除く。))は、第五十九条第一項に規定する輸入申告書(以下この章において「輸入申告書」という。))に、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載して、これを税関長に提出することによつてしなければならない。

一 当該貨物(法第四条第一項第二号(課税物件の確定の時期)に係る同項ただし書の規定の適用を受ける場合には、当該貨物の原料として使用された外国貨物。以下この条において同じ。))の所属区分、税率(当該貨物に適用される税率をいう。以下この章において同じ。))及び所属区分ごとの納付すべき税額並びにその合計額

二 五 (省略)

2 5 (省略)

(郵便物の保税運送に係る届出の手続)

第五十五条の九 法第六十三条の九第一項(郵便物の保税運送)の規定による届出は、運送に使用しようとする船舶、航空機又は車両の名称、登録記号又は種類、運送しようとする郵便物の運送先、記号、番号、品名、数量及び価格並びに運送の期間を記載した書面で行なければならない。ただし、税関長は、運送する距離が短いことその他の事情によりその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

(輸入申告に併せて行う関税の税額等の申告)

第四条 申告納税方式が適用される貨物についての法第七条第一項(納税申告)の規定による申告(特例申告(法第七条の第二項(申告の特例)に規定する特例申告をいう。以下同じ。))を除く。))は、第五十九条第一項に規定する輸入申告書(以下この章において「輸入申告書」という。))に、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載して、これを税関長に提出することによつてしなければならない。

一 当該貨物(法第四条第一項第二号(課税物件の確定の時期)に係る同項ただし書の規定の適用を受ける場合には、当該貨物の原料として使用された外国貨物。以下この条において同じ。))の定率法別表の適用上の所属区分(以下この章において「所属区分」という。))、税率(当該貨物に適用される税率をいう。以下この章において同じ。))及び所属区分ごとの納付すべき税額並びにその合計額

二 五 同上

2 5 同上

2 法第六十三条の九第二項に規定する運送目録には、運送に使用し
ようとする船舶、航空機又は車両の名称、登録記号又は種類並びに
運送しようとする郵便物の運送先、記号、番号、品名及び数量を記
載しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定
を準用する。

3 法第六十三条の九第四項の規定による運送目録の提出は、同条第
三項の確認を受けた日から一月以内にするものとし、郵便物の保税
運送が次の各号のいずれかに該当する場合には、その提出を要しな
いものとする。

一 法第六十三条の九第一項の届出を受理した税関官署の長及び同
条第三項の確認を行う税関官署の長が同一である保税運送

二 相互に多数の保税運送が行われる場所（同一の税関の管轄区域
内の場所に限る。）として税関長が指定した特定の場所相互間に
おいて行われる保税運送

三 輸出の許可を受けた郵便物（法第七十三条の二（輸出を許可さ
れた貨物とみなすもの）の規定により輸出の許可を受けたものと
みなされるものを含む。）に係る保税運送

（郵便物に係る関税の納付義務の免除の手続等）

第五十六条の二 第三十八条の規定は法第六十五条の二第一項ただし
書（運送先に到着しない郵便物に係る関税の徴収）の規定による承
認について、第三十八条の二（第一号を除く。）の規定は法第六十
五条の二第三項の規定による届出について、それぞれ準用する。こ
の場合において、第三十八条中「貨物」とあるのは「郵便物」と、
「その置かれている」とあるのは「滅却をしようとする」と、第三
十八条の二第二号中「外国貨物」とあるのは「郵便物」と、同条第
三号中「亡失した外国貨物が置かれていた場所」とあるのは「亡失
の場所」と読み替えるものとする。

第五章 通関

第一節 第六節 (省略)

第七節 郵便物に関する特則

(簡易手続の対象となる郵便物)

第六十六条 法第七十六条第一項(郵便物の輸出入の簡易手続)に規定する政令で定める郵便物は、第三条第三項各号に掲げる郵便物(同項第一号に掲げる郵便物にあつては、輸入されるものに限る。)とする。

(郵便物の検査)

第六十六条の二 税関職員は、法第七十六条第一項ただし書(郵便物の輸出入の簡易手続)に規定する検査をするときは、郵便事業株式会社の職員の立会いを受けなければならない。

2 (省略)

3 前二項の規定は、法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定の適用を受ける郵便物に係る検査について準用する。

(提示を要しない郵便物)

第六十六条の三 法第七十六条第三項(郵便物の輸出入の簡易手続)に規定する政令で定める場合は、郵便物を輸出し、又は輸入しようとする者から当該郵便物につき法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の申告を行う旨の申出があつた場合とする。

(交付前郵便物に係る関税の納付義務の免除の手続等)

第六十六条の四 第三十八条の規定は法第七十六条の二第一項ただし書(交付前郵便物に係る関税の徴収)の規定による承認について、

第五章 同上

第一節 第六節 同上

第七節 郵便物に係る特則

(郵便物の検査)

第六十六条 税関職員は、法第七十六条第一項ただし書(郵便物の検査)に規定する検査をするときは、郵便事業株式会社の職員の立会いを受けなければならない。

2 同上

第三十八条の二の規定は法第七十六条の二第三項の規定による届出について、それぞれ準用する。この場合において、第三十八条中「貨物」とあるのは「郵便物」と、「その置かれている」とあるのは「法第七十七条第一項（郵便物の関税の納付等）の書面を特定するために必要な事項として財務省令で定めるもの（同項の書面が郵便事業株式会社に交付された場合に限る。）」、滅却をしようとする」と、第三十八条の二第一号中「亡失した外国貨物が置かれていた保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「法第七十七条第一項（郵便物の関税の納付等）の書面を特定するために必要な事項として財務省令で定めるもの（同項の書面が郵便事業株式会社に交付された場合に限る。）」と、同条第二号中「外国貨物」とあるのは「郵便物」と、同条第三号中「亡失した外国貨物が置かれていた場所」とあるのは「亡失の場所」と読み替えるものとする。

（郵便物に係る輸出又は輸入の許可を取り消す場合等）

第六十八条の四 法第七十八条の二第一項（郵便物に係る輸出又は輸入の許可の取消し）（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、差出人から郵便物を取り戻し、又はそのあて名を変更する旨の請求があつた場合とする。

2 法第七十八条の二第四項の規定において輸入の許可を受けた郵便物であつて当該郵便物の名あて人に交付されていないものについて同条第一項から第三項までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第七十八条の二第二項及び第三項	輸出	読み替える字句	読み替える字句
	輸入		読み替える字句

第五章の二 認定通関業者

第五章の二 同上

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（簡易手続の対象となる郵便物）</p> <p>第三十一条の二 法第八条の四第一項に規定する政令で定めるものは、<u>関税法施行令第二条第五项各号（課税物件の確定の時期の特例を適用する貨物）に掲げる郵便物とする。</u></p>	

改 正 案	現 行
<p>（交付前郵便物に係る内国消費税の納付義務の免除の手續）</p> <p>第六条の三 関税法施行令第六十六条の四（交付前郵便物に係る関税の納付義務の免除の手續等）において準用する同令第三十八条（保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務の免除の手續）の規定は、法第八条第一項第二号に規定する交付前郵便物に係る同号の承認の手續について準用する。この場合には、同令第六十六条の四において準用する同令第三十八条の規定による申請書に、当該交付前郵便物に係る内国消費税の税目及び税率の適用が異なることに、当該交付前郵便物の品名及び数量（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第十一号（定義）に規定する課税貨物に該当するものについては、数量及び価額。以下「数量等」という。）を付記しなければならない。</p> <p>（領置物件等の還付に際しての内国消費税の徴収をしない者）</p> <p>第六条の四 法第八条第一項第四号に規定する政令で定める者は、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）の規定により外国貨物の返還を受ける者で、内国消費税が納付されていないことを知らないうで当該貨物を所持することとなつたと認められるものとする。</p> <p>（保税工場外等における保税作業の場合の手續）</p> <p>第八条 法第十条第一項の規定の適用を受けようとする者は、関税法施行令第四十九条第一項（保税工場外における保税作業の許可の手續）（同令第五十一条の十五（総合保税地域）において準用する場</p>	<p>（領置物件等の還付に際しての内国消費税の徴収をしない者）</p> <p>第六条の三 法第八条第一項第三号に規定する政令で定める者は、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）の規定により外国貨物の返還を受ける者で、内国消費税が納付されていないことを知らないうで当該貨物を所持することとなつたと認められるものとする。</p> <p>（保税工場外等における保税作業の場合の手續）</p> <p>第八条 法第十条第一項の規定の適用を受けようとする者は、関税法施行令第四十九条第一項（保税工場外における保税作業の許可の手續）（同令第五十一条の十五（総合保税地域）において準用する場</p>

合を含む。)に規定する申請書に、当該保税工場又は総合保税地域以外の場所に出そうとする課税物品に係る内国消費税の税目及び税率の適用が異なることに、当該課税物品の品名及び数量等を付記しなければならない。

2 (省略)

(保税運送等の場合の免税の手続)

第十条 法第十一条第一項の規定の適用を受けようとする者は、関税法施行令第五十三条第一項(保税運送の手続)、第五十四条(難破貨物等の運送の手続)又は第五十五条の九第一項(郵便物の保税運送に係る届出の手続)に規定する書面又は申請書に、その免除を受けようとする法第十一条第一項の課税物品に係る内国消費税の税目及び税率の適用が異なることに、当該課税物品の品名及び数量等を付記しなければならない。

2 関税法施行令第五十五条(運送期間の延長の手続)の規定は、法第十一条第一項の承認を受けて引き取られた課税物品の運送期間を延長する場合の手続について、同令第五十六条(関税の納付義務の免除の手続等)において準用する同令第三十八条(保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務の免除の手続)の規定及び同令第五十六条の二(郵便物に係る関税の納付義務の免除の手続等)において準用する同令第三十八条の規定は、法第十一条第五項に規定する課税物品に係る同項ただし書の承認の手続について、それぞれ準用する。この場合には、同令第五十五条の規定又は同令第五十六条若しくは第五十六条の二において準用する同令第三十八条の規定による申請書に、当該課税物品に係る内国消費税の税目及び税率の適用が異なることに、当該物品の品名及び数量等を付記しなければなら

合を含む。)に規定する申請書に、当該保税工場又は総合保税地域以外の場所に出そうとする課税物品に係る内国消費税の税目及び税率の適用が異なることに、当該課税物品の品名及び数量(消費税法(昭和六十三年法律第八号)第二条第一項第十一号(定義)に規定する課税貨物に該当するものについては、数量及び価額。以下「数量等」という。)を付記しなければならない。

2 同上

(保税運送等の場合の免税の手続)

第十条 法第十一条第一項の規定の適用を受けようとする者は、関税法施行令第五十三条第一項(保税運送の手続)又は第五十四条(難破貨物等の運送の手続)に規定する書面又は申請書に、その免除を受けようとする内国消費税の税目及び税率の適用が異なることに、当該課税物品の品名及び数量等を付記しなければならない。

2 関税法施行令第五十五条(運送期間の延長の手続)の規定は、法第十一条第一項の規定の適用を受けて引き取られた課税物品の運送期間を延長する場合の手続について、同令第五十六条(関税の納付義務の免除の手続等)において準用する同令第三十八条(保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務の免除の手続)の規定は、法第十一条第五項ただし書の承認の手続について、それぞれ準用する。この場合には、同令第五十五条の規定又は同令第五十六条において準用する同令第三十八条の規定による申請書に、当該課税物品に係る内国消費税の税目及び税率の適用が異なることに、当該物品の品名及び数量等を付記しなければならない。

ない。